

「学校等における児童等の安全確保に関する指針」及び「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」の周知について

県では、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づき、本年4月に「学校等における児童等の安全確保に関する指針」及び「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」を施行したが、この度、これら指針を分かりやすく解説したパンフレット等を作成し、学校など関係各所へ配布し普及啓発を図る。

1 仕様

- (1) パンフレット (5,600部)
 - ・ A4 28頁
 - ・ 写真、イラストにより分かりやすく解説
- (2) リーフレット (43,000部)
 - ・ A3 2つ折り4頁
 - ・ パンフレットの内容を要約

2 送付先

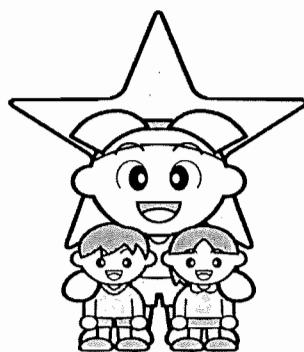
- (1) 学校等
 - 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設など
- (2) 関係団体
 - 学校長会、PTA団体、県自治会連合会、県老人クラブ連合会など
- (3) 自主パトロール隊
- (4) 各市町村、各市町村教育委員会、各警察署、各県民局・支局

3 その他

今後、研修会、各種会議などの機会を通じて、パンフレットを活用した普及啓発活動を進める。

(参考)

- 1 学校等における児童等の安全確保に関する指針
 - ・学校等への侵入防止、施設・設備等の整備点検、緊急時に備えた体制整備、安全教育の充実について規定
- 2 通学路等における児童等の安全確保に関する指針
 - ・通学路等での安全確保体制の整備、安全教育の充実、安全な環境の整備について規定



～ 安全は地域のきずなとあなたの意識 ～

岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づく

学校等における児童等の安全確保に関する指針

通学路等における児童等の安全確保に関する指針

安全は
地域のきばなどあなたの意識



岡山県

1 正当な理由なく立ち入ろうとする者の侵入防止

出入口の適正な管理や受付の案内表示、防犯機器等の活用などが有効です。



門扉の施錠



防犯カメラや受付場所へ誘導するための看板の設置



来校者の把握



2 施設・設備等の整備点検

職員室などから、来校者を確認できることが望ましいといえます。定期的に防犯機器の整備点検を実施し動作の確認を行います。



死角の除去



防犯機器等の整備・点検

3 緊急時に備えた体制の整備

不審者侵入時の危機管理マニュアルに基づき、緊急時の対応や役割分担を決め、さらに、訓練により改善を図ることが大切です。

また、保護者、地域住民、警察署など関係機関との情報の共有など体制整備が重要です。



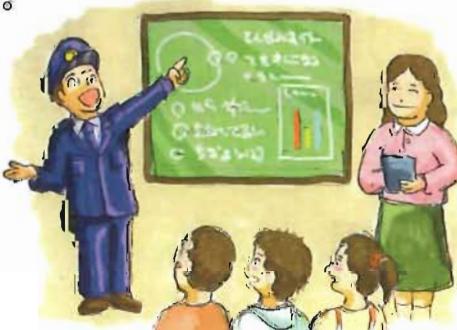
安全管理についての研修・訓練



連絡通報体制の整備

4 安全教育の充実

子どもたちが犯罪に巻き込まれないようにするために、子どもたち自身が防犯に関する理解を深めたり、危険予測能力や危険回避能力を身につけたりすることができるよう安全教育の充実に努めます。



学校等の危険管理体制を整備しましょう。
学校、保護者、地域、警察等関係機関との連携を深めましょう。

1 通学路等における安全確保体制の整備

登下校時の見守り活動など児童等の安全確保を行うための協力体制を整備したり犯罪発生情報等を共有することが大切です。



地域ぐるみによる見守り協力体制

2 安全教育の充実

通学路などで犯罪の被害に遭わないため、防犯に関する理解を深めたり、危険予測能力や危険回避能力を身に付けたりすることができるよう安全教育の充実に努めます。



地域安全マップづくり

登下校時のあいさつ運動



防犯ブザーなどの使用訓練

防犯教室

3 通学路等における安全な環境の整備

児童等の連れ去りを防止するため、歩車道の分離や見通し・照度の確保に努めます。また、「子ども110番の家」などの緊急避難場所を設けることが大切です。



地域へ出でましません 安心確保組み町つくり

岡山県生活環境部県民生活課安全・安心まちづくり推進室
 TEL. 086-226-7259・FAX. 086-233-7677
 E-mail:ianzenanshin@pref.okayama.lg.jp
 URL <http://www.pref.okayama.jp/seikatsuk/enmin/anzen-top.htm>

